

調査票

(この冊子にご記入いただき、同封の返信用封筒に入れてご返送ください。)

長野県森林づくり県民税等に関するアンケート調査

～ご協力をお願い～

皆様には、日頃から県政に対しましてご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

長野県は、県土の約8割を森林が占める全国でも有数の森林県です。

また、森林には、水を蓄え、洪水を緩和し、土砂災害を防止するなどの様々な役割があり、私たちの暮らしに無くてはならない大切な存在です。

しかし、戦後に一斉に植えられた森林の多くが、様々な理由から手入れがされずに荒廃しており、また、森林を整備するための財源も不足している危機的な状況です。

このため、平成20年度から24年度までの5年間「長野県森林づくり県民税（通称：森林税）」を導入し、特に県民の皆様の身近な「里山」を中心に森林の整備を進めています。

本年度は、森林税の導入から4年目に入り、現在は、これまでの森林税を活用した事業の評価と、今後の方向性などについて検討作業を進めています。

このアンケート調査は、この検討作業にあたり、森林税などに対する県民の皆様のお考えをお聞きし、今後の方向性を考える上での参考資料とさせていただくものです。

お聞かせいただいた内容は、集計した上で公表する場合もございますが、個人に関する内容が公表されることは一切ございません。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、アンケート調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

平成23年(2011年)7月

長野県

(裏面もご覧ください)

調査の実施方法

- ◆ このアンケート調査は、長野県が実施主体となって、「株式会社こうそく」に業務を委託しています。
- ◆ この調査は、無作為に選ばせていただいた、長野県内にお住まいの満20歳以上2,000人の方をお願いしています。

ご記入に当たってのお願い

- ◆ この調査には、お送りした封筒に書かれているあて名のご本人がお答えください。
- ◆ 記入は、黒鉛筆または黒のボールペンでお願いします。
- ◆ 調査にご回答いただく前に、別紙「長野県森林づくり県民税（森林税）の取組」をお読みください。
- ◆ 回答は、各設問欄右端の四角の枠の中に、当てはまる番号をご記入ください。
- ◆ 質問には、文中に特に断りがない限り、できるだけお答えください。

調査票の返送について

- ◆ ご記入いただいた調査票は、回答漏れのないことをご確認の上、同封の返信用封筒に入れて平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）までにご返送ください。（お名前や住所の記入は不要です。）

調査についてのお問い合わせ先

- ◆ この調査についてのお問い合わせは、以下までお願いします。

長野県林務部森林政策課
(担当) 春日嘉広、奥原祐司
電 話：026-235-7261 (直通)
F A X：026-234-0330
E-mail：rinsei@pref.nagano.lg.jp

1. ご回答いただいた方についての質問

問1 回答者の性別について

あなたの性別について、次の中から 1つ お選びください。

- ① 男性
- ② 女性

こちらに番号をご記入ください⇒
(以下、同様をお願いします)



問2へ

問2 回答者の年齢について

あなたの年齢について、次の中から 1つ お選びください。

- ① 20～29才
- ② 30～39才
- ③ 40～49才
- ④ 50～59才
- ⑤ 60～64才
- ⑥ 65～69才
- ⑦ 70～74才
- ⑧ 75才以上



問3へ

問3 回答者の職業について

あなたの職業について、次の中から 1つ お選びください。

(複数の職をお持ちの方は、収入が多いなど、主たる職業の方をお選びください。)

- 自営業
 - ① 農業・漁業の自営業
 - ② 林業の自営業
 - ③ 商・工・サービス業 (小売店・飲食店・理髪店・修理店など)
 - ④ 自由業 (開業医・弁護士・宗教家・芸術家・茶華道師匠など)
- お勤め
 - ⑤ 役員・管理職 (民間会社・官公庁の課長級以上)
 - ⑥ 事務職・専門技術職 (事務職員・教員・技術者など)
 - ⑦ 技能・労務職 (技能工・販売店員・外交員など)
 - ⑧ 林業関係職 (森林組合・林業事業体など)
- その他
 - ⑨ 主婦・主夫
 - ⑩ パート・アルバイト
 - ⑪ 学生
 - ⑫ 無職
 - ⑬ その他 (具体的にお書きください :)



問4へ

問4 回答者が居住する市町村について

あなたがお住まいの市町村を、次の中から 1つ お選びください。

【佐久地域】	①小諸市	②佐久市	③小海町	④佐久穂町	⑤川上村	⑥南牧村	<input type="checkbox"/>	
	⑦南相木村	⑧北相木村	⑨軽井沢町	⑩御代田町	⑪立科町			
【上田地域】	⑫上田市	⑬東御市	⑭長和町	⑮青木村			↓ 問5へ	
【諏訪地域】	⑯岡谷市	⑰諏訪市	⑱茅野市	⑲下諏訪町	⑳富士見町	㉑原村		
【伊那地域】	㉒伊那市	㉓駒ヶ根市	㉔辰野町	㉕箕輪町	㉖飯島町	㉗南箕輪村		
	㉘中川村	㉙宮田村						
【飯田地域】	㉚飯田市	㉛松川町	㉜高森町	㉝阿南町	㉞阿智村	㉟平谷村	㊱根羽村	
	㊲下條村	㊳売木村	㊴天龍村	㊵泰阜村	㊶喬木村	㊷豊丘村	㊸大鹿村	
【木曾地域】	㊹上松町	㊺南木曾町	㊻木曾町	㊼木祖村	㊽王滝村	㊾大桑村		
【松本地域】	㊿松本市	①塩尻市	②安曇野市	③麻績村	④生坂村	⑤山形村		
	⑥朝日村	⑦筑北村						
【大北地域】	⑧大町市	⑨池田町	⑩松川村	⑪白馬村	⑫小谷村			
【長野地域】	⑬長野市	⑭千曲市	⑮須坂市	⑯坂城町	⑰小布施町	⑱高山村		
	⑲信濃町	⑳飯綱町	㉑小川村					
【北信地域】	㉒中野市	㉓飯山市	㉔山ノ内町	㉕木島平村	㉖野沢温泉村	㉗栄村		

問5 回答者の森林の所有について

あなたは、**森林を所有されていますか？** 次の中から 1つ お選びください。

① 森林を所有しており、その場所も詳しい境界も知っている	<input type="checkbox"/>
② 森林を所有しており、その場所を知っているが、詳しい境界は知らない	
③ 森林を所有しているが、その場所も境界も知らない	
④ 森林を所有していないが、住まいのすぐ近くに森林がある	
⑤ 森林を所有しておらず、住まいのすぐ近くに森林がない	
⑥ 森林を所有しているかどうかわからない	

問6 回答者の森林を訪れる機会について

あなたは、**最近、森林を訪れましたか？** 次の中から 1つ お選びください。

① 毎年必ず、森林を訪れている	<input type="checkbox"/>
② 毎年ではないが、ここ1年の間に森林を訪れた	
③ 2年以上森林を訪れていない	

「1. ご回答いただいた方についての質問」はこれで終わりです。
次の「2. 長野県森林づくり県民税（森林税）についての質問」にお進みください。

2. 長野県森林づくり県民税(森林税)についての質問

問1 森林税の認知度について

長野県では、平成20年度から森林税を導入しています。

あなたは、以前から、**森林税の名称、税額、使い道**をご存知でしたか？

次の中から**1つ**お選びください。

- ① 名称、税額を知っており、使い道もよく知っている
- ② 名称、税額を知っており、使い道もある程度知っている
- ③ 名称、税額は知っているが、使い道はよくわからない
- ④ 名称は知っているが、税額や使い道はよくわからない
- ⑤ 名称、税額、使い道ともに知らない

→ 問2へ

→ 問3へ

問2 森林税の広報について <問1で①から④を選ばれた方はお答えください>

あなたは、森林税の名称、税額、使い道などを、どのようにお知りになりましたか？

これまでに**森林税**について見たり聞いたりしたことがある項目を、次の中から**全て**お選びください。

- ① 広報ながのけん
- ② 新聞記事
- ③ 市町村の広報誌
- ④ リーフレット
- ⑤ 納税通知書
- ⑥ テレビ(ニュース・番組)
- ⑦ テレビ(コマーシャル)
- ⑧ ラジオ・有線放送
- ⑨ 県のホームページ・ブログ
- ⑩ 人伝え(口コミ)
- ⑪ 森林税で整備した森林に設置されたPR用の横断幕・看板など
- ⑫ その他(具体的にお書きください：)

↓
問3へ

問3 森林税を活用した取組について

森林税は現在、以下のような森林づくりに関する取組に活用されています。
あなたが**大切だと思**う取組を、次の中から**3つまで**お選びください。

- ① 手入れの遅れている森林の間伐
- ② 間伐に必要な森林所有者の同意のとりまとめ、森林の境界を明らかにする作業
- ③ 間伐を中心となって行う技術者の養成
- ④ 市町村独自の森林づくりの取組に対する支援
- ⑤ 地域の木材の利用を促進する取組
- ⑥ 森林税の使い方について意見をいただく会議の開催、森林税のPR
- ⑦ 森林や木材について学ぶ活動への支援
- ⑧ 森林づくりを通じた企業と地域との交流の促進
- ⑨ 間伐や木材利用がどれだけ地球温暖化防止に役立つかを、分かりやすく評価する取組
- ⑩ 大切な取組はない
- ⑪ わからない



問4へ

(取組内容の詳細については、別紙『「長野県森林づくり県民税」の取組』裏面をご覧ください)

問4 森林に対する関心について

森林税を活用した様々な取組などを通して、**近年、森林に対するあなたの最近の関心は変化しましたか？** 次の中から**1つ**お選びください。

- ① 関心は高まった
- ② どちらかといえば関心は高まった
- ③ 変わらない
- ④ どちらかといえば関心が低くなった
- ⑤ 関心が低くなった
- ⑥ わからない



問5へ

問5 森林税の継続について

現在の森林税は、平成20年度から24年度までの5年が実施期間です。

あなたは、**平成25年度以降の森林税の継続についてどのようにお考えですか？** 次の中から**1つ**お選びください。

- ① 現在の取組内容（※問3の①～⑨）のまま継続すべき
- ② 現在の取組内容を継続するとともに、新しい取組内容を加える
- ③ 全く新しい取組内容として継続すべき
- ④ 継続すべきではない
- ⑤ わからない

→ 問6へ

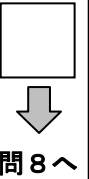
→ 問7へ

→ 問8へ

問6 森林税を継続すべき理由について <問5で①、②、③を選ばれた方はお答えください>

あなたが森林税を「継続すべき」と考える最大の理由は何ですか？ 次の中から 1つ お選びください。

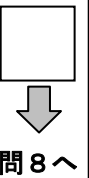
- ① 森林には、洪水・土砂災害・地球温暖化の防止などの、大切な働きがあるため
- ② 森林づくりは、継続的・定期的に行う必要があるため
- ③ 県内には、整備が必要な森林が、まだ多く存在するため
- ④ これまでの森林税で、対応していない課題があるため
- ⑤ その他（具体的にお書きください： _____)



問7 森林税を継続すべきでない理由について <問5で④を選ばれた方はお答えください>

あなたが森林税を「継続すべきではない」と考える最大の理由は何ですか？ 次の中から 1つ お選びください。

- ① これまでの森林税の取組で、森林づくりが十分に進んだため
- ② 森林づくりは、森林所有者が行うべきであるため
- ③ 税の負担（金額、期間など）が大きいため
- ④ 県の予算配分を見直すなど、森林税以外の財源を森林づくりに使用すべきであるため
- ⑤ これまでの森林税の使い道や、取組の効果が分かりにくいいため
- ⑥ その他（具体的にお書きください： _____)



問8 森林税を継続した場合の取組について

仮に森林税を継続する場合、あなたが森林税を活用すべきだと考える **今後の新たな取組内容は何ですか？** 次の中から 3つまで お選びください。

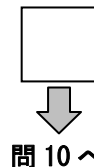
- (県産の木材をできるだけ活用し、県民が木材を安価に利用しやすくするための取組)**
- ① 間伐の作業や、伐採された木を運ぶために必要な、作業道や林業機械などの基盤整備
- ② 伐採された木材を、森林から加工施設まで運搬する作業への支援
- ③ 森林から運び出された丸太を、木材に加工する施設の整備
- (生活の中の様々な場面で、あたりまえに木がある暮らしに向けての取組)**
- ④ 木造住宅の建築など、県産の木材を使うことへの支援、PRの実施
- ⑤ エネルギー利用など、新たな分野への木材の利用拡大
- (安心して暮らせる地域をつくり、守っていくための取組)**
- ⑥ 林業の新たな担い手の育成
- ⑦ ニホンジカなどの野生動物、松くい虫などの害虫による、森林や農作物被害への対策
- (県民が主体的に行う森林づくりを支援するための取組)**
- ⑧ 公募制による県民などが提案する森林づくりの取組の支援
- (その他)**
- ⑨ その他（具体的にお書きください： _____)
- ⑩ 新たに取り組むべき内容はない
- ⑪ わからない



問9 森林税を継続した場合の金額について

現在の森林税では、県内にお住まいの個人の方から、お一人あたり年額 500 円をいただいています。仮に森林税を継続する場合、あなたは年間どの程度の金額まで負担することができるとお考えですか？ 次の中から 1つ お選びください。

- ① 1,000 円よりも多くても負担できる
- ② 1,000 円
- ③ 現在の金額と同じ 500 円
- ④ 300 円
- ⑤ 100 円
- ⑥ 負担することはできない
- ⑦ わからない

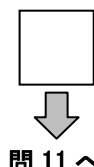


問 10 へ

問 10 森林税を継続した場合の期間について

現在の森林税は、平成 20 年度から 24 年度までの 5 年間が実施期間です。仮に森林税を継続する場合、あなたは継続する期間についてどのようにお考えですか？ 次の中から 1つ お選びください。

- ① 5 年間より長い方がよい
- ② 現在の期間と同じ 5 年間でよい
- ③ 5 年間より短い方がよい
- ④ わからない



問 11 へ

問 11 森林税に関するご意見について

森林税に関するご意見等がある場合は、以下にご記入をお願いします。

「2. 長野県森林づくり県民税（森林税）についての質問」はこれで終わりです。
次の「3. 長野県の森林・林業政策全般についての質問」にお進みください。

3. 長野県の森林・林業政策全般についての質問

問1 長野県の森林・林業政策について

長野県では、平成16年に制定した「長野県ふるさとの森林づくり条例」に基づき、本県の森林づくりの目標などを定める「長野県森林づくり指針」を昨年改定しました。

あなたは、この条例と指針のことをご存じでしたか？ 次の中から1つお選びください。

- ① 両方とも知っている
- ② 「長野県ふるさとの森林づくり条例」だけ知っている
- ③ 「長野県森林づくり指針」だけ知っている
- ④ 両方とも知らない



問2へ

問2 山地災害の経験について

長野県は、災害が発生しやすい地形・地質であり、昔から集中豪雨などにより、山腹の崩壊、土石流などの山地災害が多く発生しています。

あなたは、お住まいの地域で過去に発生した山地災害のことをご存じでしたか？ 次の中から1つお選びください。

- ① 山地災害を経験しており、その経験を知らない家族や周りの住民に伝えている
- ② 山地災害を経験しているが、その経験を家族などに特に伝えていない
- ③ 山地災害を経験していないが、過去に災害があったことを家族などから聞いたことがある
- ④ 山地災害を経験しておらず、過去に災害があったことも聞いたことがない



問3へ

問3 木造住宅の建築について

長野県では、木造住宅の建築など、県産の木材を利用する取組に支援をしています。

あなたが、仮に住宅を建築またはリフォームされる場合、使用する材料とその産地をどうお考えですか？ 次の中から1つお選びください。

- ① 現在住んでいる市町村の地元産の木材を使いたい
- ② 長野県産の木材を使いたい
- ③ 国産の木材を使いたい
- ④ 木材を使いたい、産地にはこだわらない
- ⑤ 木材以外の材料を使いたい（木造以外の建築にしたい）
- ⑥ わからない



問4へ

※③、④、⑤を選ばれた方は、地元産・県産の木材の使用にこだわらない理由、木材以外の材料を使いたい理由を以下にご記入ください。

問4 木質ペレットや薪の利用推進について

長野県では、おが粉を圧縮した木質ペレットや薪などの「木質バイオマス」の利用を推進しています。あなたは、**木質バイオマスの利用をこれまで以上に推進するには、何が重要だと思いますか？** 次の中から**2つまで**お選びください。

- ① 個人の住宅などへの木質ペレットストーブや薪ストーブの導入に対する支援
- ② 温泉施設など大規模な施設への木質バイオマスのボイラーなどの導入
- ③ 木質ペレットや薪の燃料に対する支援（灯油などとの価格差の補てんなど）
- ④ 里山での薪の加工に対する支援
- ⑤ 木質バイオマスを使用した新製品の開発とPR
- ⑥ その他（具体的にお書きください： _____）
- ⑦ 利用を推進する必要はない
- ⑧ わからない

↓
問5へ

問5 野生動物による被害対策について

近年、ニホンジカなどの野生動物が増え、森林や農作物が大きな被害を受けています。あなたは、**これらの被害にどのように対応したらいいと思いますか？** 次の中から**2つまで**お選びください。

- ① 増えすぎた動物の数を捕獲などにより減らし、コントロールしていく
- ② 森林や農作物が被害を受けないように、柵を設置したり追い払うなどの対策をする
- ③ 畑の周りの見通しを良くして、動物がすむ森林と、人が暮らす集落の境界を明確にする
- ④ 捕獲した野生動物の肉を、食生活に取り入れていく
- ⑤ 狩猟者など、野生動物の捕獲の担い手を確保・育成する
- ⑥ その他（具体的にお書きください： _____）
- ⑦ 動物が増えるのは当然であり、そのままにしておくより仕方がない
- ⑧ わからない

↓
問6へ

問6 里山の活用について

森林所有者にご了解をいただいた上で、自由に活用できる里山がある場合、あなたは、**どのようにその里山を活用したらいいか、また、活用したいと思いますか？** 次の中から**2つまで**お選びください。

- ① 公園や遊歩道などが整備された、住民の憩いの場とする
- ② 自然観察や体験学習などを行う、教育の場とする
- ③ きのこと山菜などの林産物の生産の場とする
- ④ 伐採した丸太を森林の外へ運び出して加工するための、木材の生産の場とする
- ⑤ 都市部の住民やボランティアなどとの交流の場とする
- ⑥ 住民の協力による森林整備などを継続的に行う、地域ぐるみの取組の場とする
- ⑦ その他（具体的にお書きください： _____）
- ⑧ 活用しなくてもよい
- ⑨ わからない

アンケートはこれで全て終わりです。回答へのご協力、ありがとうございました。



「長野県森林づくり県民税(森林税)」の取組



1 森林税を導入した背景

長野県は、森林が県土の約8割を占める森林県です。
この森林の持つ大切な役割の効果を金額に換算すると、県民一人あたり年間約140万円、1日あたり約3,800円にもなります。

現在、戦後に一斉に植えられた森林が、手入れが必要な時期を迎えています。木材価格の低迷や、林業の採算性の悪化などの理由により、多くの森林で「間伐(かんばつ)」などの手入れがされず、荒廃が進んでいます。

このため、社会共通の財産である森林のうち、特に県民の皆様身近な「里山」の間伐をはじめとする森林づくり^(※)を緊急に進めるため、平成20年度から森林税を導入しました。



森林の持つ大切な機能

※ここでいう「森林づくり」には、植樹や間伐などの森林整備作業だけでなく、木材の利用、様々な方法での森林の活用、多くの皆様の森林整備作業への参加など、広い意味を含みます。

2 間伐とは?

間伐とは、混み合って暗くなった森林の一部を繰り返し間引く伐採をして、森林の中に光を入れて残した木の幹や根を成長させ、下草などを発達させる作業のことです。

これにより、根や幹が発達した災害に強い森林になり、森林の大切な役割が十分に発揮されます。

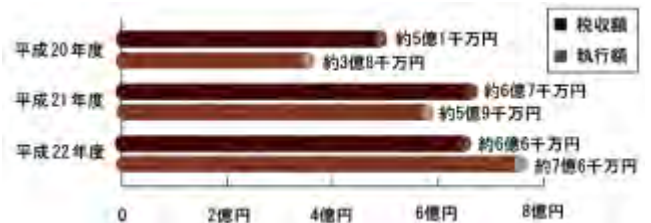


3 森林税の仕組み

森林税では、県内にお住まいの方などから、平成20年度から平成24年度までの5年間において、毎年500円を納めていただいています。

昨年度までの3年間で、約18億4千万円の税収があり、そのうち、約17億3千万円が事業に活用されました。

この差額は、「長野県森林づくり県民税基金」により管理され、本年度以降の事業に活用されます。



4 森林税の使い道

森林税は、主に以下の3つの森林づくりに関係する取組に活用されています。

1 手入れの遅れている里山の森林づくりを進める取組

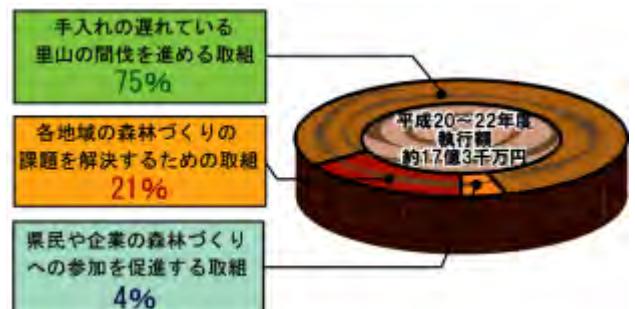
間伐の実施、森林所有者の同意のとりまとめ、林業技術者の養成など

2 各地域の森林づくりの課題を解決するための取組

市町村が主体となった取組への支援、地域が連携した木材利用の仕組みづくりなど

3 県民や企業の森林づくりへの参加を促進する取組

森林税を活用した事業の検証・PR、森林や木材について学ぶ活動や企業による森林づくりへの支援など



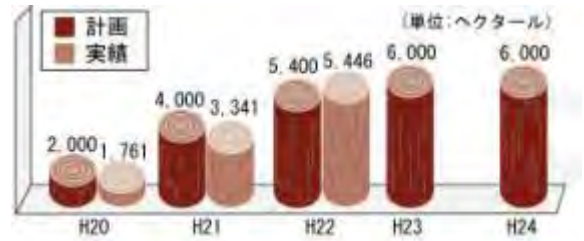
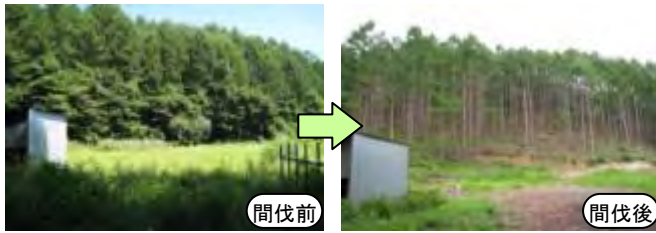
5 森林税の実績

裏面をご覧ください。

1 手入れの遅れている里山の森林づくりを進める取組

①平成 20～22 年度に、手入れの遅れている里山の間伐を約 10,500 ヘクタール(※)行いました。

(※この面積は、東信では東御市、中信では諏訪市、南信では天龍村、北信では中野市とほぼ同じ面積です)



②間伐を円滑に進めるために、森林所有者などの同意のとりまとめや、分かりにくい森林の境界を明確化する作業が進んでいます。



③森林所有者への提案や、効率良い間伐の実施など、間伐を計画から実行まで担える林業技術者を養成しています。



2 各地域の森林づくりの課題を解決するための取組

④地域によって異なる森林づくりに関する課題を解決するための、市町村独自の創意工夫ある取組を支援しています。



⑤地域の関係者が連携して、地域の木材をその地域で利用するための仕組みづくりを行っています。



3 県民や企業の森林づくりへの参加を促進する取組

⑥森林税の使い道などについてご意見をいただく会議の開催、森林税のPRなどを行っています。



⑦子どもから大人まで参加して、森林や木材について学ぶ、「木育活動」への支援を行っています。



⑧企業などの協力による森林づくり(森林(もり)の里親制度等)により、地域との交流を促進しています。



⑨企業などの協力による間伐や、県民による木材利用などが、どれだけ地球温暖化防止に役立つかを、分かりやすく評価する取組を行っています。

